学校法人新潟青陵学園と聖籠町教育委員会との包括的連携協定書

学校法人新潟青陵学園（以下「甲」という。）と聖籠町教育委員会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、甲及び乙が教育・研究その他の分野において連携を深め、双方の発展的な教育と研究の推進に向けて互いに協力することにより、地域の発展と人材の育成に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第２条　甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

（１）甲の大学及び短期大学部の実習先、ゼミナール、就職先（含むインターンシップ）の照会

（２）幼児特別支援教育の共同研究（スタンダード化、ICT 導入等）

（３）子どもの居場所づくり（放課後児童クラブ、障がい児向け放課後等デイサービス等）の協働

（４）甲の幼稚園、聖籠町在の保育・教育関連施設及び子育て支援拠点施設との交流（園児交流、教育研修等）の実施

（５）小・中学校及び高等学校教育についての情報連携

（６）その他必要と認められる事業

（知的財産権の帰属）

第３条　本協定に基づく共同研究等により生じた知的財産権（知的財産基本法（平成１４年法律第１２２号）第２条第２項に規定する知的財産権をいう。以下同じ。）の帰属については、その都度協議する。

２　甲及び乙は、互いに本協定の締結前に相手方が取得し（現に取得中のものを含む。以下同じ。）又は本協定の締結前の相手方の活動から生じた知的財産権に対し、いかなる法的権利や利益も主張しないものとする。

（個人情報の保護）

第４条　甲及び乙は、個人情報保護法（個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号））を遵守し、本協定に関して知り得た個人情報を適正に取り扱わなければならない。

２　甲及び乙は、本協定に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならず、本協定の目的以外には利用しない。本協定が終了した後も同様とする。

（秘密保持）

第５条　甲及び乙は、本協定に関して相手方から知り得た情報について、秘密として扱うものとし、本協定の目的以外には利用せず、相手方の同意を得ない限り第三者に開示又は漏示しない。本協定が終了した後も同様とする。ただし、次の各号に該当する情報は除くものとする。

（１）甲又は乙が、秘密保持義務を負うことなく、第三者から正当に入手した情報

（２）既に公知であったか、若しくは甲又は乙が知り得た後に自らの責によらずに公知となった情報

（３）相手方から開示を受けたときに既に保有していた情報

（４）相手方から開示を受けた後、相手方から開示を受けた情報に関係なく独自に取得し、又は創出した情報

（有効期間）

第６条　本協定の有効期間は、締結日から５年間とする。ただし、本協定による有効期間満了の日の６ヶ月前までに、甲及び乙のいずれからも更新しない旨の申し出がない場合には、同一条件により５年間更新するものとし、その後も同様とする。

（協議解決）

第７条　本協定に定めのない事項又は本協定書に基づく運営に疑義が生じた事項については、甲及び乙が誠意をもって協議の上、解決するものとする。

本協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その１通を保有する。

２０２４年　１月　３１日

甲　学校法人新潟青陵学園
新潟県新潟市中央区水道町1丁目5939番地
理事長
篠田　昭

乙　聖籠町教育委員会
新潟県北蒲原郡聖籠町大字諏訪山 1635 番地 4
教育長
近藤　朗